

西尾市広報紙「広報にしお」掲載広告募集基準

(趣旨)

第1条 西尾市広報紙「広報にしお」掲載広告募集基準（以下「募集基準」という。）は、西尾市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）及び西尾市広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）に基づき、西尾市（以下「市」という。）が発行する広報紙「広報にしお」（以下「広報紙」という。）に掲載する広告（以下「広告」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置及び枠数)

第2条 広告を掲載する位置及び枠数は、次の各号に定める。

- (1) 広報紙の裏表紙内とし、広告の数は1枠とする。
- (2) 広報紙の「くらしの情報」コーナー内とし、広告の数は広報紙の編集に支障をきたさない範囲の枠数とする。なお、同コーナー内の掲載位置の指定はできないものとする。

(掲載規格)

第3条 広告の掲載規格は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 広報紙の裏表紙は、1枠縦29.6センチメートル、横19.5センチメートルでカラー（4色）刷とし、広告の右上に「**広告**」(20ミリメートル×10ミリメートル)と表示するものとする。
- (2) 広報紙の「くらしの情報」コーナー内は、1枠縦4.8センチメートル、横5.5センチメートルを基本単位とした単色刷またはカラー（4色）刷とし、広告の右上に「**広告**」(10ミリメートル×5ミリメートル)と表示するものとする。また、基本単位を連結することもできるものとする。

(代理店)

第4条 市は、広告主を募集する事業者（以下「代理店」という。）に 広告掲載枠を売り渡すものとする。

(掲載の申込み)

第5条 代理店は、広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）から広告掲載を依頼されたときは、原則として当該広告の掲載を希望する広報紙（以下「掲載号」という。）の発行日の前々月の20日までに西尾市広報紙「広報にしお」広告掲載等申込書（様式第1号。以下「掲載等申込書」という。）及び広告原稿の電子データ（イラストレータ形式等）を市に提出するものとする。

(掲載の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、要綱第8条第1項に規定する西尾市広告審査委員会の審査を経た上で広告掲載の可否を決定し、西尾市広報紙「広報にしお」広告掲載等決定通知書(様式第2号。以下「掲載等決定通知書」という。)により代理店に通知するものとする。

(広告内容及び原稿の作成)

第7条 広告の内容及びデザインなどは、要綱及び掲載基準に従うとともに、広報紙の発行に支障をきたさないものとする。

2 広告原稿は、申込者の負担で作成するものとする。

(広告申込内容等の変更)

第8条 掲載可の決定を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、広告の内容及びデザインに変更があったときは、代理店に申し出なければならない。

2 代理店は、前項の規定による申出があったときは、掲載等申込書により、原則として掲載号の発行日の前々月の20日までに市に届け出なければならない。

(広告申込内容等の変更決定)

第9条 市長は、前条第2項の規定による届出の受付後、西尾市広報紙「広報にしお」広告掲載等決定通知書により代理店に通知するものとする。

(広告掲載の取下げ)

第10条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、代理店に申し出なければならない。

3 代理店は、前項の規定による申出があったときは、掲載等申込書により、原則として掲載号の発行日の前々月の20日までに市に届け出なければならない。

(広告掲載の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当し、広告の掲載を取り消すことが適当であると認めたときは、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 要綱第13条の各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 代理店から掲載の取下げの届出があったとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、西尾市広報紙「広報にしお」広告掲載取消通知書(様式第3号)により代理店に通知するものとする。

(広告主の責任等)

第12条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(その他)

第13条 この募集基準に定めるもののほか、広報紙への広告掲載について必要な事項は、市長が定める。

(所管)

第14条 この募集基準を所管する課は、広報担当課とする。

附 則

この募集基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この募集基準は、平成20年5月15日から施行する。

附 則

この募集基準は、平成21年6月29日から施行する。

附 則

1 この募集基準は、平成23年1月1日から施行する。

2 改正後の第3条第2号及び第5条の規定は、平成23年4月1日以後に発行する広報紙の広告の掲載規格及び広告掲載料から適用し、同日前に発行する広報紙の広告の掲載規格及び広告掲載料については、なお従前の例による。

附 則

この募集基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この募集基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この募集基準は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条及び第5条の規定は、平成30年7月1日以後に発行する
広報紙の広告の募集から適用し、同日前に発行する広報紙の広告の募集につ
いては、なお従前の例による。

附 則

この募集基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この募集基準は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この募集基準は、令和5年3月15日から施行する。

様式第1号（第5・8・10条関係）

西尾市広報紙「広報にしお」広告掲載等申込書

年 月 日

（あて先）西尾市長

広告代理店 所在地
名 称
代表者名

西尾市広告掲載要綱第6条、第8条及び第10条の規定により、下記のとおり
広告の掲載等を申し込みます。

記

1 広告掲載申込者（広告主）

	所在地	名 称
	掲載等希望号	申込種別
1	年 月号	掲載・変更・取下げ
2	年 月号	掲載・変更・取下げ
3	年 月号	掲載・変更・取下げ
4	年 月号	掲載・変更・取下げ
5	年 月号	掲載・変更・取下げ

※該当する申込種別に丸印を付けてください。

2 添付書類 広告の内容（実物大）

3 その他

- (1) 上記の全ての申込者は、西尾市広告掲載基準第5条で定める業種又は事業者
者に該当しません。また、西尾市の市税等の納入状況を確認することに同

意しています。

(2) 広告代理店

- ・担当者
- ・連絡先

様式第2号（第6・9条関係）

西尾市広報紙「広報にしお」広告掲載等決定通知書

年 月 日

広告代理店

様

西尾市長

（ 公 印 省 略 ）

年 月 日付けで申込みのあった広告の掲載等について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 決定内容

	所在地	名称	申込種別	決定区分
1				
2				
3				
4				
5				

様式第3号（第11条関係）

西尾市広報紙「広報にしお」広告掲載取消通知書

年 月 日

広告代理店

様

西尾市長

（ 公 印 省 略 ）

年 月 日付で決定した広告の掲載については、下記の理由により広告の掲載の決定を取り消します。

記

1 広告の掲載の決定を取り消す者（広告主）

	所在地	名称	決定を取り消す理由
1			
2			
3			
4			
5			